未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	経理・企画課（管財）	債権整理番号（3ケタ）	001	債権名	土地明渡請求訴訟にかかる賃料相当損害金（浅香東）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	1,833	0	1,833	45	0	45	1,788	2.5%	2.5%	0	0	0	0	0	－	－	2.5%	2.5%	1,788
平29実績	1,788	0	1,788	71	0	71	1,717	4.0%	4.0%	0	0	0	0	0	－	－	4.0%	4.0%	1,717
平30当初目標	1,717	0	1,717	72	0	72	1,645	4.2%	4.2%	0	0	0	0	0	－	－	4.2%	4.2%	1,645
平30実績	1,717	0	1,717	72	0	72	1,645	4.2%	4.2%	0	0	0	0	0	－	－	4.2%	4.2%	1,645
令元当初目標	1,645	0	1,645	72	0	72	1,573	4.4%	4.4%	0	0	0	0	0	－	－	4.4%	4.4%	1,573
令元努力目標	1,645	0	1,645	72	0	72	1,573	4.4%	4.4%	0	0	0	0	0	－	－	4.4%	4.4%	1,573
令2当初目標	1,573	0	1,573	72	0	72	1,501	4.6%	4.6%	0	0	0	0	0	－	－	4.6%	4.6%	1,501

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数							1			1								0	1
	残高							1,645			1,645								0	1,645
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,645

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を徴収し、確実な債権回収に努めていく。	
取組実績	分納誓約書を徴収し、毎月定額の納付があった。	
課題	毎月の納付額が債務残高に対して少額であるため、完納まで相当年数が必要である。	
改善策	毎月の納付額の増額について要請していく。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を徴収し、確実な債権回収に努めていく。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	経理・企画課（管財）	債権整理番号（3ケタ）	002	債権名	土地明渡請求訴訟に係る地代相当損害金及び代替執行費用（もと飛鳥温泉）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
平29実績	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
平30当初目標	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
平30実績	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
令元当初目標	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
令元努力目標	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560
令2当初目標	3,560	0	3,560	0	0	0	3,560	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,560

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高は単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0					1			1	1
	残高										0					3,560			3,560	3,560
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	3,560

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	財団法人は、法改正により解散となったことから、当該未収債権について、今後の請求先を引き続き検討したが、連帯保証人が設定されていない場合、他への請求が困難であることが判明したため、徴収停止の処理を行っており、法人の消滅時効成立（令和3年7月27日）後債権放棄のうえ不納欠損処理を行う。	
取組実績	財団法人は、法改正により解散となったことから、当該未収債権について、今後の請求先を引き続き検討したが、連帯保証人が設定されていない場合、他への請求が困難であることが判明したため、徴収停止の処理を行っており、法人の消滅時効成立（令和3年7月27日）後債権放棄のうえ不納欠損処理を行う。	
課題	—	
改善策	徴収停止の処理を行っており、法人の消滅時効成立（令和3年7月27日）後債権放棄のうえ不納欠損処理を行う。	

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止の処理を行っており、法人の消滅時効成立（令和3年7月27日）後債権放棄のうえ不納欠損処理を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	経理・企画課（管財）	債権整理番号（3ケタ）	003	債権名	土地明渡請求訴訟にかかる賃料相当損害金（住吉区苅田10丁目）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	―	―	1,803	6	0	6	1,797	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	1,797
平29実績	1,797	0	1,797	60	0	60	1,737	3.3%	3.3%	0	0	0	0	0	―	―	3.3%	3.3%	1,737
平30当初目標	1,731	0	1,731	72	0	72	1,659	4.2%	4.2%	0	0	0	0	0	―	―	4.2%	4.2%	1,659
平30実績	1,737	−1	1,738	72	0	71	1,666	4.1%	4.1%	0	0	0	0	0	―	―	4.1%	4.1%	1,666
令元当初目標	1,659	0	1,659	72	0	72	1,587	4.3%	4.3%	0	0	0	0	0	―	―	4.3%	4.3%	1,587
令元努力目標	1,666	0	1,666	72	0	72	1,594	4.3%	4.3%	0	0	0	0	0	―	―	4.3%	4.3%	1,594
令2当初目標	1,594	0	1,594	72	0	72	1,522	4.5%	4.5%	0	0	0	0	0	―	―	4.5%	4.5%	1,522

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数							1			1								0	1
	残高							1,666			1,666								0	1,666
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,666

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を徴収し、確実な債権回収に努めていく。	
取組実績	分納誓約書を徴収し、毎月定額の納付があった。	
課題	毎月の納付額が債務残高に対して少額であるため、完納まで相当年数が必要である。	
改善策	毎月の納付額の増額について要請していく。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を徴収し、確実な債権回収に努めていく。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部　地域福祉課　奨学金債権管理担当	債権整理番号（3ケタ）	004	債権名	大学奨学費貸付金返還金収入	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	99,639	17,181	82,458	1,032	4,257	22,470	77,169	1.3%	22.6%	11,390	3,617	0	3,617	7,773	31.8%	31.8%	5.0%	23.5%	84,942
平29実績	84,942	15,223	69,719	1,005	1,716	17,944	66,998	1.4%	21.1%	12,086	6,935	0	6,935	5,151	57.4%	57.4%	9.7%	25.6%	72,149
平30当初目標	71,072	26,899	44,173	1,040	0	27,939	43,133	2.4%	39.3%	5,684	5,487	0	5,487	197	96.5%	96.5%	13.1%	43.5%	43,330
平30実績	72,149	22,622	49,527	9,655	0	32,277	39,872	19.5%	44.7%	10,118	7,074	0	7,074	3,044	69.9%	69.9%	28.0%	47.8%	42,916
令元当初目標	43,330	0	43,330	22,835	0	22,835	20,495	52.7%	52.7%	5,684	5,487	0	5,487	197	96.5%	96.5%	57.8%	57.8%	20,692
令元努力目標	42,916	9,912	33,004	1,460	0	11,372	31,544	4.4%	26.5%	8,960	8,190	0	8,190	770	91.4%	91.4%	23.0%	37.7%	32,314
令2当初目標	32,314	2,657	29,657	1,500	0	4,157	28,157	5.1%	12.9%	10,064	9,567	0	9,567	497	95.1%	95.1%	27.9%	32.4%	28,654

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残局(1)単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		78		6			7	13	6	110	18	8						26	136
	残高		13,448		1,181			8,954	4,421	589	28,593	6,611	4,668						11,279	39,872
現年度	件数		21		1			1		1	24				1				1	25
	残高		2,492		197			98		111	2,898				146				146	3,044

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	50 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	161
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	42,916

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・返還免除等の未申請者のうち、債権の一部が時効を迎える者に対しては、催告による時効中断の上、重点的に申請を促すとともに、それでも申請がない場合は支払督促・訴訟などの法的措置により、債権保全に努める。
取組実績	・平成31年3月末までに、返還免除対象者538人のうち537人から、また返還対象者305人のうち297人から返還免除申請書等の提出を受け、所得要件を審査のうえ、順次、返還期限を変更し、返還免除または返還の決定を行った。 ・この結果、平成31年3月末現在で、新条例施行時に1,743,337千円あった債権（20年で処理予定）のうち、59.6%にあたる1,039,575千円の債権処理を完了した。	・平成31年3月末までに、返還免除対象者538人のうち537人からまた返還対象者305人のうち297人から返還免除申請書等の提出を受け、所得要件を審査のうえ、順次、返還期限を変更し、返還免除または返還の決定を行った。 ・この結果、平成31年3月末現在で、新条例施行時に1,743,337千円あった債権（20年で処理予定）のうち、59.6%にあたる1,039,575千円の債権処理を完了した。
課題	・本人説明への切り替えや一斉夜間訪問などにより申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。 ・集団訴訟における和解成立を受けて、これまで申請に慎重であった借受者に対して、積極的な申請促進に取り組む。 新条例に伴う新たな返還対象者において、令和2年度にかけて8人の借受者が時効到来を迎える。	・本人説明への切り替えや一斉夜間訪問などにより申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。 ・集団訴訟における和解成立を受けて、これまで申請に慎重であった借受者に対して、積極的な申請促進に取り組む。 ・新条例に伴う新たな返還対象者において、令和2年度にかけて8人の借受者が時効到来を迎える。
改善策	・引き続き人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない借受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・新たに時効を迎える対象者に対しては、今年度重点的に訪問等を行い、条例の趣旨等について説明し申請を促すが、申請に応じないまま債権の消滅時効を迎える者については、支払督促などの法的措置を行う。	・引き続き人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない借受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・新たに時効を迎える対象者に対しては、今年度重点的に訪問等を行い、条例の趣旨等について説明し申請を促すが、申請に応じないまま債権の消滅時効を迎える者については、支払督促などの法的措置を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・返還免除等の未申請者のうち、債権の一部が時効を迎える者に対しては、催告による時効中断の上、重点的に申請を促すとともに、それでも申請がない場合は支払督促・訴訟などの法的措置により、債権保全に努める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部 地域福祉課 奨学金債権管理担当	債権整理番号（3ケタ）	005	債権名	大学奨学費貸付金返還金・遅延損害金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	2,698	0	2,698	0	0	0	2,698	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	2,698
平29実績	2,698	0	2,698	0	0	0	2,698	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	2,698
平30当初目標	2,698	0	2,698	0	2,698	2,698	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	100.0%	0
平30実績	2,698	0	2,698	0	0	0	2,698	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	2,698
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	2,698	0	2,698	2,698	0	2,698	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1								1								0	1
	残高		2,698								2,698								0	2,698
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	2,698

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・ 債務の法的整理が進捗しないため、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強めてきた。	・ 遅延損害金の確定・請求なし
取組実績	・ 訪問・電話により交渉。	
課題	・ 市外居住のため訴訟提起し、本人が出廷しないまま元金及び遅延損害金の支払いを命じる判決を得た。 ・ 元金の任意弁済後、遅延損害金その他の債務について自己破産等の相談を弁護士事務所へ行うとの連絡があったが進展がない。	
改善策	・ 強制執行も視野に入れ、今後の方策を検討する。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・ 強制執行も視野に入れ、今後の方策を検討する。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部　地域福祉課　奨学金債権管理担当	債権整理番号（3ケタ）	007	債権名	大学奨学費貸付金返還金・延納利息	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

※色付け箇所のみ整数で入力すること（小数点以下は四捨五入して、入力しないこと）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定変更額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	17	7	0	7	10	41.2%	41.2%	41.2%	41.2%	10
平29実績	10	0	10	10	0	10	0	100.0%	100.0%	25	13	0	13	12	52.0%	52.0%	65.7%	65.7%	12
平30当初目標			0	－	－	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平30実績	12	0	12	0	0	0	12	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	12
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	12	0	12	12	0	12	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0	－	－	0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1								1								0	1
	残高		12								12								0	12
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	12

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・ 訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。	・ 遅延損害金の確定・請求なし
取組実績	・ 電話により交渉。	
課題	・ 元金部分もあり、これを優先して返還させている。	
改善策	・ 元金部分と併行して、分割支払を検討する。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・ 元金部分と併行して、分割支払を検討する。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	地域福祉課（相談支援）	債権整理番号（3ケタ）	011	債権名	成年後見市長審判請求費用（介護会計）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	434	0	434	214	0	214	220	49.3%	49.3%	956	899	0	899	57	94.0%	94.0%	80.1%	80.1%	277
平29実績	277	53	224	141	0	194	83	62.9%	70.0%	1,657	1,530	0	1,530	127	92.3%	92.3%	88.8%	89.1%	210
平30当初目標	125	0	125	68	0	68	57	54.4%	54.4%	2,118	2,118	0	2,118	0	100.0%	100.0%	97.5%	97.5%	57
平30実績	210	0	210	182	0	182	28	86.7%	86.7%	1,345	1,116	0	1,116	229	83.0%	83.0%	83.5%	83.5%	257
令元当初目標	57	0	57	33	0	33	24	57.9%	57.9%	2,118	2,118	0	2,118	0	100.0%	100.0%	98.9%	98.9%	24
令元努力目標	257	0	257	211	0	211	46	82.1%	82.1%	2,016	2,016	0	2,016	0	100.0%	100.0%	98.0%	98.0%	46
令2当初目標	46	0	46	26	0	26	20	56.5%	56.5%	2,087	2,087	0	2,087	0	100.0%	100.0%	99.1%	99.1%	20

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	6	0	9	9
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	20	0	28	28
現年度	件数	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	残高	229	0	0	0	0	0	0	0	0	229	0	0	0	0	0	0	0	0	229

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	15 人		
		過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	15
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	257

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・現年度分と共に事務マニュアルの整理を行う。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。 ・生活困窮状態にある方の債権に関しては、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないかの確認を行わせる。	・事務マニュアル等の整理を行い、事務処理の統一を図る。 ・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。
取組実績	・現年度分の対応を踏まえ、各区に対して個別に指導・助言や相談を行い、頻回な接触を促した。 ・局において、債務者の代理人やその団体に対して働きかけを行い、納付を促した。 ・生活困窮状態にある方の債権に関しても、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないか、見込みは無いかなどの確認を行わせ、見込みがあるが納付が無い債権については、局より代理人の属する団体へ働きかけを行い、納付を促した。	・過去の事務マニュアルを用いて、各区に対して個別に指導・助言や相談を行い、速やかな納付に繋げるよう促した。 ・局において、債務者の代理人やその団体に対して働きかけを行い、納付を促した。
課題	・生活困窮状態にある債務者が多く、納付交渉が困難である。	・生活困窮状態にある方に求償を行う場合、資力がなく、納付までに時間を要する場合がある。
改善策	・頻回に接触を行うことで財産状況の把握に努め、状況によっては分割での納付誓約をとる等、確実に納付へ繋げる方法を検討していく。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。	・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・現年度分と共に事務マニュアルの整理を行う。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。 ・生活困窮状態にある方の債権に関しては、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないかの確認を行わせる。	・事務マニュアル等の整理を行い、事務処理の統一を図る。 ・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	地域福祉課（相談支援）	債権整理番号（3ケタ）	072	債権名	成年後見市長審判請求費用（一般会計）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	―	―	0	0	0	0	0	―	―	―	―	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	―	―	356	342	0	342	14	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	14
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	―	―	0	0	0	0	0	―	―	―	―	0
平30実績	14	0	14	3	0	3	11	21.4%	21.4%	321	199	0	199	122	62.0%	62.0%	60.3%	60.3%	133
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	―	―	0	0	0	0	0	―	―	―	―	0
令元努力目標	133	0	133	59	0	59	74	44.4%	44.4%	312	312	0	312	0	100.0%	100.0%	83.4%	83.4%	74
令2当初目標	74	0	74	74	0	74	0	100.0%	100.0%	312	312	0	312	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	11
現年度	件数	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	残高	122	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0	0	0	0	0	0	0	0	122

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	7 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	9
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	133

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・現年度分と共に事務マニュアルの整理を行う。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。 ・生活困窮状態にある方の債権に関して、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないかの確認を行わせる。	・事務マニュアル等の整理を行い、事務処理の統一を図る。 ・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。
取組実績	・現年度分の対応を踏まえ、各区に対して個別に指導・助言や相談を行い、速やかな納付に繋げるよう促した。 ・局において、債務者の代理人やその団体に対して働きかけを行い、納付を促した。 ・生活困窮状態にある方の債権に関しても、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないか、見込みは無いかなどの確認を行わせ、見込みがあるが納付が無い債権については、局より代理人の属する団体へ働きかけを行い、納付を促した。	・過去の事務マニュアルを用いて、各区に対して個別に指導・助言や相談を行い、速やかな納付に繋げるよう促した。 ・局において、債務者の代理人やその団体に対して働きかけを行い、納付を促した。
課題	・生活困窮状態にある債務者が多く、納付交渉が困難である。	・生活困窮状態にある方に求償を行う場合、資力がなく、納付までに時間を要する場合がある。
改善策	・頻回に接触を行うことで財産状況の把握に努め、状況によっては分割での納付誓約をとる等、確実に納付へ繋げる方法を検討していく。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。	・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・現年度分と共に事務マニュアルの整理を行う。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。 ・生活困窮状態にある方の債権に関して、接触の回数を増やすなどし、納付可能な状態にないかの確認を行わせる。	・事務マニュアル等の整理を行い、事務処理の統一を図る。 ・財産状況の確認を的確に行い、速やかな納付に繋げる。 ・各区において、債権管理が適切に行われるよう、指導・助言を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	地域福祉課	債権整理番号（3ケタ）	008	債権名	介護福祉士等修学資金貸与事業	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	7,590	0	7,590	943	0	943	6,647	12.4%	12.4%	6,957	3,795	0	3,795	3,162	54.5%	54.5%	32.6%	32.6%	9,809
平29実績	9,809	0	9,809	1,814	0	1,814	7,995	18.5%	18.5%	1,580	1,352	0	1,352	228	85.6%	85.6%	27.8%	27.8%	8,223
平30当初目標	6,485	0	6,485	6,485	0	6,485	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
平30実績	8,223	0	8,223	1,694	0	1,694	6,529	20.6%	20.6%	0	0	0	0	0	－	－	20.6%	20.6%	6,529
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	6,529	0	6,529	1,114	0	1,114	5,415	17.1%	17.1%				0	0	－	－	17.1%	17.1%	5,415
令2当初目標	5,415	0	5,415	409	0	409	5,006	7.6%	7.6%				0	0	－	－	7.6%	7.6%	5,006

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		71								71								0	71
	残高		6,529								6,529								0	6,529
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 **10** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	71
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	6,529

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・接触できていない債務者に対しては、接触を図るために現地調査等を行う。 ・連帯保証人に対して支払いを求めていく。応じない場合は債務者及び連帯保証人に法的措置も見据えた催告を徹底する。 ・返還計画に基づいた納付が確認できない場合は、速やかに本人へ連絡し納付勧奨を行う。	
取組実績	・接触できていない債務者Aに対しては、接触を図るために現地調査等を5回実施し納付交渉を行った。 ・連帯保証人Aに対して文書や電話による納付督促を各2回づつ実施することにより納付に至った。また連帯保証人Bに対しては現地調査等を各5回づつ実施し納付督促を行った。 ・返還計画に基づいた納付が不履行の場合は、速やかに借受人と連帯保証人へ文書や電話による督促や現地調査を行い納付に至った。	
課題	・遠方の債務者が納付不履行の場合は、文書や電話による督促を行うが納付に至らない場合が多い。 ・連帯保証人と納付交渉が出来ても高齢で生活が困窮しており、初回は履行できるが継続して納付に至らない。	
改善策	・遠方の債務者が納付不履行の場合は、速やかに文書や電話による督促を継続して行う。また債務者と接触を図り納付勧奨を継続して行う。 ・連帯保証人が高齢で生活が困窮している場合は履行状況を監視し不履行があれば速やかに文書や電話での督促や現地調査し納付勧奨を行う。	

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・接触できていない債務者に対しては、文書や電話連絡や現地調査を接触出来るまで継続して行う。 ・連帯保証人に支払いを求めていく。応じない場合は債務者及び連帯保証人に法的措置も見据えた催告を徹底する。 ・返還計画に基づいた納付が確認できない場合は、速やかに本人及び連帯保証人へ文書や電話にて督促を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	地域福祉課	債権整理番号（3ケタ）	009	債権名	同和更生生業資金貸付金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	922	0	922	215	0	215	707	23.3%	23.3%				0	0	－	－	23.3%	23.3%	707
平29実績	707	0	707	153	0	153	554	21.6%	21.6%				0	0	－	－	21.6%	21.6%	554
平30当初目標	495	0	495	495	0	495	0	100.0%	100.0%				0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
平30実績	554	0	554	25	0	25	529	4.5%	4.5%				0	0	－	－	4.5%	4.5%	529
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	529	0	529	49	0	49	480	9.3%	9.3%				0	0	－	－	9.3%	9.3%	480
令2当初目標	480	0	480	24	0	24	456	5.0%	5.0%				0	0	－	－	5.0%	5.0%	456

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		5								5								0	5
過年度	残高		529								529								0	529
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	5 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	5
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	529

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・消滅時効未経過の債権について居所調査後、督促状や納付書を送付し納付がなければ現地調査を実施する。 ・債務者死亡や行方不明の場合は、相続人調査を実施し納付勧奨を行うなど適正な債権管理に努める。	
取組実績	・消滅時効未経過の債権について、戸籍の附票等を公用請求後に文書による督促を行い、納付がなかったので現地調査を実施し借受人や相続人と納付交渉を行い納付に至った。 ・債務者死亡や行方不明の場合は、相続人に文書による督促を行い適正な債権管理を努めた。	
課題	・戸籍の附票等を公用請求し居所調査を実施したが、債務者が死亡や行方不明となっているケースが発生している。 ・相続人調査を実施し文書による督促を行うが連絡もなく納付に至らない。 ・債務者や相続人が高齢者で生活に困窮していることから納付交渉するが、初回は納付できるが継続して納付ができない。	
改善策	・借受人や相続人に文書や電話による督促を続けることや、現地調査による督促を実施し債務者に直接会うことにより、納付意識を高めて督促強化に努める。 ・債務者死亡等の場合については、相続人調査を実施し納付交渉を行うなど適正な債権管理に努める。 ・納付に至らない相続人には、継続して文書や現地調査等の督促を実施し納付交渉ができるまで続ける。 ・生活に困窮している債務者には毎月継続して納付できる金額を聞き取り、分割納付誓約書を取得する。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・消滅時効未経過の債権について居所調査後、督促状や納付書を送付し納付がなければ現地調査を実施する。 ・債務者死亡や行方不明の場合は、相続人調査を実施し納付勧奨を行うなど適正な債権管理に努める。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	地域福祉課	債権整理番号（3ケタ）	010	債権名	同和更生生業資金貸付金利子収入	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	323	0	323	18	0	18	305	5.6%	5.6%				0	0	－	－	5.6%	5.6%	305
平29実績	305	0	305	43	0	43	262	14.1%	14.1%				0	0	－	－	14.1%	14.1%	262
平30当初目標	213	0	213	213	0	213	0	100.0%	100.0%				0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
平30実績	262	0	262	78	0	78	184	29.8%	29.8%				0	0	－	－	29.8%	29.8%	184
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	184	0	184	56	0	56	128	30.4%	30.4%				0	0	－	－	30.4%	30.4%	128
令2当初目標	128	0	128	36	0	36	92	28.1%	28.1%				0	0	－	－	28.1%	28.1%	92

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残局(1)単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		5								5								0	5
	残高		184								184								0	184
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 **5** 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	5
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	184

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・消滅時効未経過の債権について、督促状及び納付書による督励を行い、納付がなければ現地調査を実施する。 ・借受人が死亡の場合は、相続人に文書や電話による督励を行い納付がなければ現地調査を実施し早期完納を目指す。	
取組実績	・消滅時効未経過の債権について、督促状や納付書による督励や現地調査を実施し4名から納付があり、その内1名が完納に至った。 ・借受人が死亡の場合は、相続人に文書や電話による督促を行い、納付がなかったので現地調査を実施したことにより完納に至った。	
課題	・戸籍の附票等を公用請求し居所調査を実施したが、債務者が死亡や行方不明となっているケースが発生している。 ・相続人調査を実施し、文書による督促を行うが連絡もなく納付に至らない。 ・債務者や相続人が高齢者で生活に困窮していることから納付交渉後、初回は納付できるが継続して納付ができない。	
改善策	・借受人や相続人に文書や電話による督促を継続することや、現地調査を実施し債務者に直接会うことにより、納付意識を高めて督促強化に努める。 ・債務者死亡等の場合については、相続人調査を実施し納付交渉をするなど適正な債権管理に努める。 ・納付に至らない相続人には、継続して文書や現地調査等の督促を実施し納付交渉ができるまで続ける。 ・生活に困窮している債務者には毎月継続して納付できる金額を聞き取り、分割納付誓約書を取得する。	

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・消滅時効未経過の債権について居所調査後、督促状や納付書を送付し納付がなければ現地調査を実施する。 ・債務者死亡や行方不明の場合は、相続人調査を実施し納付勧奨を行うなど適正な債権管理に努める。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局生活福祉部	課・担当	保護課保護グループ	債権整理番号（3ケタ）	016	債権名	生活保護費返還金（保護費収入）	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アーイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アーカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コース	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	8,034,319	−1,184	8,035,503	192,811	473,707	665,334	7,368,985	2.4%	8.3%	3,478,636	2,210,241	0	2,210,241	1,268,395	63.5%	63.5%	20.9%	25.0%	8,637,380
平29実績	8,637,380	−228,035	8,865,415	238,261	551,608	561,834	8,075,546	2.7%	6.5%	3,864,846	2,750,553	0	2,750,553	1,114,293	71.2%	71.2%	23.5%	26.5%	9,189,839
平30当初目標	9,257,395	0	9,257,395	222,177	377,166	599,343	8,658,052	2.4%	6.5%	3,507,053	2,352,675	0	2,352,675	1,154,378	67.1%	67.1%	20.2%	23.1%	9,812,430
平30実績	9,189,839	−253,218	9,443,057	280,261	1,819,799	1,846,842	7,342,997	3.0%	20.1%	4,051,810	2,883,498	0	2,883,498	1,168,312	71.2%	71.2%	23.4%	35.7%	8,511,309
令元当初目標	9,812,430	0	9,812,430	235,498	377,166	612,664	9,199,766	2.4%	6.2%	3,019,142	1,920,174	0	1,920,174	1,098,968	63.6%	63.6%	16.8%	19.7%	10,298,734
令元努力目標	8,511,309	−229,694	8,741,003	291,212	931,434	992,952	7,518,357	3.3%	11.7%	3,437,926	2,241,528	0	2,241,528	1,196,398	65.2%	65.2%	20.8%	27.1%	8,714,755
令2当初目標	8,714,755	−160,786	8,875,541	355,022	818,934	1,013,170	7,701,585	4.0%	11.6%	3,437,926	2,241,528	0	2,241,528	1,196,398	65.2%	65.2%	21.1%	26.8%	8,897,983

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③ーC	③ーD	③ーE、F	③ーG	①	②ーA		②ーB	③ーH		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①〜⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩〜⑯計	合計①〜⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	43,821	0	0	0	1,276	0	0	29,868	74,965	0	1,451	0	70	0	0	197	1,718	76,683
	残高	0	2,944,367	0	0	0	243,306	0	0	3,911,644	7,099,317	0	193,889	0	13,440	0	0	36,351	243,680	7,342,997
現年度	件数	0	6,423	0	0	0	6	0	0	5,858	12,287	0	124	0	1	0	0	0	125	12,412
	残高	0	546,520	0	0	0	806	0	0	599,771	1,147,097	0	20,252	0	963	0	0	0	21,215	1,168,312

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	65,471 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	89,095
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	8,511,309

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	（1）資力を回復した債務者を対象として財産調査を実施するとともに、滞納処分が可能な債権については滞納処分を実施するなど、必要な措置を講じる。 （2）財産調査の結果、徴収可能な財産が確認できないときは、徴収停止・執行停止などの適切な措置を講じる。 （3）返還金・徴収金の口座振替については過年度が対象外であるため、過年度の債権も口座振替の対象となるように調整するなど、過年度の未収債権の徴収手段を確立する。 （4）時効中断後の経過期間の確認など不納欠損に必要な事務処理期間を十分に確保することで、時効年限を経過した全ての債権の不納欠損処分を行う。	・生活保護費返還金については、債務者を生活保護受給中の者と受給中以外に区分し、さらに生活保護受給中の者については市内居住とそれ以外に仕分けするなど、債務者を性質別に分類し、各分類ごとに具体的かつ効果的な徴収方法等を各実施機関に示すことで、資力に乏しい債務者にからの納付計画に基づく確実な返済を実現させる。 （1）法第78条の2の申出による徴収については、10月の法改正にあわせて上限（単身世帯5,000円）が撤廃される見込みであるため、引き続き申出による徴収の徹底を図るとともに、徴収額の増額に取り組む。 （2）法第63条の返還金については、10月の法改正により申し出による保護費から徴収が可能となるため、申出による徴収の対象となる返還金については、制度活用を徹底する。
取組実績	（1）現在、生活保護を受給していない債務者のうち資力を回復した者については、居所調査及び財産調査を徹底するとともに、必要に応じて滞納処分などの適切な措置を講じる必要があるため、平成31年度から、福祉局保護課に新たに非常勤嘱託職員を採用し、調査・徴収体制を強化した。なお、令和元年7月を目途に各実施機関から調査対象者の報告がある予定で、以降、具体的な徴収事務に着手する予定。 （2）福祉局保護課で実施する調査の結果、徴収することができる財産がない場合など執行停止の要件に合致する場合には、各実施機関に調査結果を報告するとともに所要の措置を講じるよう通知する。 （3）過年度の未収債権についても口座振替対象とすることを検討したが、関係機関との調整の結果、一部システム改修等が必要となること、口座振替依頼書を再度徴取する必要があることなどから、取組みの優先順位を変更し、必要に応じて後年度に取り組むこととした。 過年度の未収債権の債務者は、生活保護受給である場合と受給中以外の場合があるが、債務者が生活保護受給中の場合、従来、申出徴収（天引き）の対象としていない過年度の未収債権を、申出徴収（天引き）の対象とすべく、厚生労働省と調整を図り、以後、申出徴収の対象とするよう各実施機関に通知した。 （4）従来の作業スケジュールを見直し、時効年限を経過した債権の不納欠損を行った。（㉗2.8億、㉘4.7億、㉙5.5億、㉚18.2億）	（1）法改正により、申出徴収額の上限は、上限の目安に変更となったことから、上限の目安を超えて徴収ができる場合の例示等について厚生労働省と調整したうえで、各実施機関に通知することにより、徴収額の増額を図った。 平成31年3月分の申出徴収件数783件（うち、徴収額が5,000円以上のもの226件） 令和元年7月分の申出徴収件数1.034件（うち、徴収額が5,000円以上のもの271件） （2）法第63条返還金は、平成30年10月の法改正に基づき、原則、法第77条の2に基づく徴収決定を行うこととしており、加えて、分割納付となる場合には、基本的に申出徴収によることとすることで、申出徴収件数の拡大を図っている。 令和元年5月分　18件　　令和元年6月分　28件　　令和元年7月分　41件 ※申出徴収の件数には、一部過年度未収債権が含まれている。
課題	・生活保護費返還金等については、法改正に伴って非強制徴収公債権と強制徴収公債権の2つの性質を持つ債権の管理が必要となっているが、現行システムでは、履行延期の特約・処分を行った場合も含め、消滅時効の起算日を適正にシステム管理できる仕組みとなっておらず、各実施機関の業務が煩雑化するなど、債権管理に係る根本的な課題がある。 ・過年度未収債権の縮減には、①過年度徴収率の改善、②地方自治法施行令160条に基づく債権発生の抑制、③適切な時効管理に基づく処理サイクルの確立（徴収困難な債権については、無用な行政コストを縮減する観点からも、最短で不納欠損処理する。）が必要である。 そのため、①については、生活保護受給中の者に対する申出徴収（天引き）と、受給中以外の者に対する滞納処分等の適切な措置を徹底することとしており、成果及び実績に応じて今後も柔軟な対応が必要である。②については、新たに発生抑制の取組みを検討し、具体化しなければならない。③については、生活保護費返還金等に係るシステム機能のあり方を根本的に見直す必要が生じている。 なお、生活保護費返還金等に係る未収金縮減の取組みは、市有財産現在高報告で示される債権（履行期が未到来のため調定計上されていない）と合わせた評価を検討しなければならない。	・平成29年度、30年度決算は、年金受給資格期間の短縮（10年年金）の影響で調定額、及び徴収額が増加したことにより、徴収率が改善されている。そのため、令和元年度以降は、これまでどおりの取組みを継承しているだけでは、徴収率の低下は避けられない状況である。 ・過去に履行延期の特約・処分を行った場合、債務者に納付実績がない場合でも、履行延期の特約・処分の解除を行うことなく（期限の利益を喪失させることなく）、期間の経過の応じて、調定、納入通知等の事務を行っていたが、納付実績に効果のないものは、納入通知、督促等の無用な行政コストを縮減するため、履行期の繰り上げと一括調定を実施する必要がある。（決算上の未収が増大する）
改善策	①各実施機関の対応状況（申出徴収の取組状況）を把握するため、対象債権を分母とする申出徴収率（進捗率）の見える化に取組む。 ②地方自治法施行令160条の発生抑制には、159条戻入の徴収率を向上させる必要があることから、歳出戻入に係る一部納付機能の追加や、保護費の支給日の見直しによる発生抑制を検討する。 ③生活保護費返還金等に係るシステム機能のあり方の見直しは、令和元年度に実装すべき機能の洗い出しと開発コストの算定、国庫補助金に係る厚生労働省との協議に取組み、令和2年度以降の予算化を目指す。	現年度の徴収率の改善は、返還金及び未収の発生抑制と分割納付が必要となった場合の、徴収率の改善が求められるところ、申出徴収は、各実施機関によって取組の進捗状況に差があることから、申出徴収の件数が著しく少ない実施機関については、担当者から現状及び課題を聴取し、改善に向けたの支援に取り組むこととする。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・滞納処分の実施について、すでに各実施機関へ対象者を照会しており、回答を得次第財産調査等に着手する。 ・また、債権管理・回収アドバイザーの事案相談等を活用しながら滞納処分等の適切な実施に取り組む。	・申出による徴収の推奨にあたり、実施機関へ個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。 ・また、口座振替による徴収について、月を連続して資金不足による口座不能などになっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（<u>未収金残高1億円以上の債権のみ</u>）

※①、②未入力の場合はその理由：生活保護費返還金等については、履行延期の特約・処分等により決算上未収金として計上されない債権が存在するが、自治体ごとの取扱いが一律となっていないことから、未収額による他都市比較を評価指標とすべきでないため

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　—　位

② 過年度徴収率　大阪市　2.7%　／ 政令指定都市平均　—　現年度徴収率　大阪市　71.2%　／ 政令指定都市平均　—　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　23.5%　／ 政令指定都市平均　—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部保護課医療G	債権整理番号（3ケタ）	017	債権名	生活保護法指定医療機関等返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	403,779	1,144	402,635	43,004	0	44,148	359,631	10.7%	10.9%	50,915	4,056	0	4,056	46,859	8.0%	8.0%	10.4%	10.6%	406,490
平29実績	406,490	0	406,490	59,279	15,950	75,229	331,261	14.6%	18.5%	179,469	101,394	0	101,394	78,075	56.5%	56.5%	27.4%	30.1%	409,336
平30当初目標	404,445	0	404,445	50,151	0	50,151	354,294	12.4%	12.4%	83,827	69,996	0	69,996	13,831	83.5%	83.5%	24.6%	24.6%	368,125
平30実績	409,336	−531	409,867	110,352	114,704	224,525	184,811	26.9%	54.9%	21,344	21,318	0	21,318	26	99.9%	99.9%	30.5%	57.1%	184,837
令元当初目標	368,125	0	368,125	45,648	0	45,648	322,477	12.4%	12.4%	83,827	69,996	0	69,996	13,831	83.5%	83.5%	25.6%	25.6%	336,308
令元努力目標	184,837	0	184,837	22,920	0	22,920	161,917	12.4%	12.4%	115,192	96,185	0	96,185	19,007	83.5%	83.5%	39.7%	39.7%	180,924
令2当初目標	180,924	0	180,924	22,435	29,293	51,728	129,196	12.4%	28.6%	115,192	96,185	0	96,185	19,007	83.5%	83.5%	40.1%	50.0%	148,203

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		3				2				5			1		3			4	9
	残高		119,470				36,048				155,518			26,000		3,293			29,293	184,811
現年度	件数		1								1								0	1
	残高		26								26								0	26

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	10 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	10
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	184,837

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・市債権回収対策室のアドバイザーや顧問弁護士への相談などを活用しながら、有効な請求方法の検討や、債権放棄、不納欠損による処理も視野に入れ過年度債権の圧縮に努める。 ・債権が高額なことにより分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努める。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に納付指導を実施。また、返還対象額が高額である場合など、一括での納付が困難な事案については、年度内完納を原則とした分割納付計画を立てることとし、計画的な納付に努めるよう指導する。 ・履行延期の承認時において、医療機関等の代表者等に連帯保証させるなど、債権の保全策についても適切に実施する。 ・延滞した場合は、30日以内での督促状を発するとともに、電話等連絡等の納付督励、所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による納付交渉や、場合によっては履行延期にかかる協議を開始する。
取組実績	・随時、顧問弁護士への相談及び市債権回収対策室のアドバイザーへの相談などを活用しながら、有効な請求方法などの検討を行った。 ・また、生活保護債権の債務者であるとともに、他制度債権の債務者である場合は、他制度と連携のうえ納付交渉等に努めた。 ・債権が高額なことにより分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努めた。 ・時効債権や債務者が破産した債権等について、顧問弁護士及び市債権回収対策室のアドバイザーを活用し、債権放棄や不納欠損処理を遅滞なく実施した。これらの取り組みにより、目標徴収率12．4%に対し26．9%の徴収率となった。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に納付指導を実施した。 ・やむなく滞納が発生した場合は、30日以内での督促状を発するとともに電話等連絡のうえ速やかに納付督励を行い、また、所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による状況聴取や再協議等を積極的に行い、未収の長期化を未然に防いでいる。 これらの取り組みにより、目標徴収率83．5%に対し99．88%の徴収率となった。
課題	・債権が高額なことにより分割納付が長期化している債権は、年間返還額の見直し協議等を行ったとしても、経営が上向きになり、かつ、その状態が安定しない限り、年間返還額の見直し協議等を行っても見直しができない。	・返還対象額が高額である場合、破産等法的手続きに移行する可能性が高く、かといって、非強制徴収公債権のため強制執行等は不可。 ・返還対象額が高額のため履行延期の申請があっても、提示される履行期間が10年以上を提示されることも多い。
改善策	・経営が上向きになり、かつ、その状態が安定するような事業計画案を促し、年間返還額の見直し協議等で未収額の圧縮に努める。	・随時、顧問弁護士への相談及び市債権回収対策室のアドバイザーへの相談などを活用しながら、また、本市他制度債権の債務者である場合は、他制度担当と連携のうえ、また場合によっては、他自治体とも連携し、有効な請求方法などの検討を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・市債権回収対策室のアドバイザーや顧問弁護士への相談などを活用しながら、有効な請求方法の検討や、債権放棄、不納欠損による処理も視野に入れ過年度債権の圧縮に努める。 ・債権が高額なことにより分割納付が長期化している債権については、年間返還額の見直し協議等を行うなど、長期化を極力防ぐことによる未収額の圧縮に努める。 ・債権が高額なことにより分割納付が長期化している債権は、経営が上向きになり、かつ、その状態が安定するような事業計画案を促し、年間返還額の見直し協議等で未収額の圧縮に努める。	・返還金発生事実確認後、対象医療機関等に対して速やかに返還請求を行うと同時に納付指導を実施。また、返還対象額が高額である場合など、一括での納付が困難な事案については、本市他制度債権の債務者である場合は、他制度担当と連携のうえ、また場合によっては、他自治体とも連携し、年度内完納を原則とした分割納付計画を立てることとし、計画的な納付に努めるよう指導する。 ・履行延期の承認時において、医療機関等の代表者等に連帯保証させるなど、債権の保全策についても適切に実施する。 ・延滞した場合は、30日以内での督促状を発するとともに、電話等連絡等の納付督励、所内への呼び出しや当該医療機関への訪問等による納付交渉や、場合によっては履行延期にかかる協議を開始する。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由　過年度、現年度ともに未収債権額は減っているため、政令指定都市の徴収率の状況は未収集。

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市 [　　] 位

② 過年度徴収率　大阪市 [14.6%] ／ 政令指定都市平均 [　　]　現年度徴収率　大阪市 [56.5%] ／ 政令指定都市平均 [　　]　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市 [27.4%] ／ 政令指定都市平均 [　　]

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保護課　中国残留邦人等生活支援担当	債権整理番号（3ケタ）	018	債権名	中国残留邦人等にかかる支援給付金返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝アーイ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝アーカ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コース	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	1,523	0	1,523	274	0	274	1,249	18.0%	18.0%	788	788	0	788	0	100.0%	100.0%	46.0%	46.0%	1,249
平29実績	1,249	−1	1,250	175	0	174	1,075	14.0%	13.9%	222	24	0	24	198	10.8%	10.8%	13.5%	13.5%	1,273
平30当初目標	1,070	0	1,070	180	0	180	890	16.8%	16.8%	0	0	0	0	0	―	―	16.8%	16.8%	890
平30実績	1,273	0	1,273	383	0	383	890	30.1%	30.1%	26	26	0	26	0	100.0%	100.0%	31.5%	31.5%	890
令元当初目標	890	0	890	180	0	180	710	20.2%	20.2%	0	0	0	0	0	―	―	20.2%	20.2%	710
令元努力目標	890	0	890	180	0	180	710	20.2%	20.2%	0	0	0	0	0	―	―	20.2%	20.2%	710
令2当初目標	710	0	710	180	0	180	530	25.4%	25.4%	0	0	0	0	0	―	―	25.4%	25.4%	530

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③ーC	③ーD	③ーE、F	③ーG	①	②ーA		②ーB	③ーH		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの				
過年度	件数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	残高	0	0	0	0	0	0	890	0	0	890	0	0	0	0	0	0	0	0	890
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	890

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	中国語のできる支援相談員を通じ、債務者に対し速やかに納付督励を行う。また、早期に未収金の全額返還となるよう、債務者の生活実態及び経済状況を確認しながら、返還月額の増加交渉を行っていく。	中国語のできる支援相談員を通じ、被支援者の生活実態・経済状況を把握に努め、年金の遡及受給等による返還金の発生見込みのある世帯に対しては、該当する年金収入等を保管しておくよう、より一層丁寧な説明を行い、納付督励を徹底していく。納付期限を経過した場合には、支援相談員を通じて債務者に対し速やかに更なる納付督励を行う。
取組実績	中国語のできる支援相談員を通じ、債務者に対し速やかに納付督励を行い、計画通り返還があった。	中国語のできる支援相談員を通じ、被支援者の生活実態・経済状況を把握に努め、年金の遡及受給等による返還金の発生見込みのある世帯に対しては、該当する年金収入等を保管しておくよう、より一層丁寧な説明を行い、納付督励を徹底していく。納付期限を経過した場合には、支援相談員を通じて債務者に対し速やかに更なる納付督励を行った。
課題	被支援者世帯が高齢化しており、返還金の徴収期間が長期化しないように生活実態及び経済状況の把握を行い早期の全額返還に取組む。また、制度の趣旨を鑑み計画的に返還できるような支援が必要である。	―
改善策	債務者が高齢化しているため中国語のできる支援相談員を通じ、債務者に対し計画的に納付できるよう制度の趣旨も介護納付指導を行う。また早期に未収金の全額回収ができるよう、債務者の経済状況を確認し、状況に応じて分納額の増加交渉を行う。	中国語のできる支援相談員を通じ、被支援者の生活実態・経済状況を把握し、年金の遡及受給、年金額の増加等による返還金の発生見込のある世帯に対しては、支援相談員に事前に情報提供し、該当する年金収入等を保管しておくよう指導していく。また、納付期限を経過した場合には、支援相談員を通じて債務者に対し速やかに納付督励を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債務者が高齢化しているため中国語のできる支援相談員を通じ、債務者に対し計画的に納付できるよう制度の趣旨も介護納付指導を行う。また早期に未収金の全額回収ができるよう、債務者の経済状況を確認し、状況に応じて分納額の増加交渉を行う。	中国語のできる支援相談員を通じ、被支援者の生活実態・経済状況を把握し、年金の遡及受給、年金額の増加等による返還金の発生見込のある世帯に対しては、支援相談員に事前に情報提供し、該当する年金収入等を保管しておくよう指導していく。また、納付期限を経過した場合には、支援相談員を通じて債務者に対し速やかに納付督励を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保護課	債権整理番号（3ケタ）	081	債権名	生活保護非常勤嘱託職員遅延損害金（局）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平29実績			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績			0			0	0	－	－	10			0	10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	10		10	10		10	0	100.0%	100.0%				0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0
現年度	件数	1									1								0	1
	残高	10									10								0	10

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	10

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	－	－
取組実績	－	平成30年12月4日に社会保険料本人負担分の未収金を納付(完納)。平成31年3月1日付で、社会保険料本人負担分に係る遅延損害金の納入通知書を送付。
課題	－	－
改善策	－	－

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	納付書の郵送に対して応答がないため、自宅へ訪問し本人の状況を確認のうえ納付交渉を行う。	－

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課（医療助成）	債権整理番号（3ケタ）	023	債権名	老人医療費助成返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	14,278	0	14,278	118	0	118	14,160	0.8%	0.8%	3,386	3,126	0	3,126	260	92.3%	92.3%	18.4%	18.4%	14,420
平29実績	14,420	0	14,420	1,628	0	1,628	12,792	11.3%	11.3%	8,854	4,313	0	4,313	4,541	48.7%	48.7%	25.5%	25.5%	17,333
平30当初目標	13,096	0	13,096	1,800	0	1,800	11,296	13.7%	13.7%	3,229	2,739	0	2,739	490	84.8%	84.8%	27.8%	27.8%	11,786
平30実績	17,333	0	17,333	1,930	28	1,958	15,375	11.1%	11.3%	9,989	6,024	0	6,024	3,965	60.3%	60.3%	29.1%	29.2%	19,340
令元当初目標	11,786	0	11,786	1,800	0	1,800	9,986	15.3%	15.3%	3,229	2,608	0	2,608	621	80.8%	80.8%	29.4%	29.4%	10,607
令元努力目標	19,340	0	19,340	2,331	0	2,331	17,009	12.1%	12.1%	7,000	4,698	0	4,698	2,302	67.1%	67.1%	26.7%	26.7%	19,311
令2当初目標	19,311	0	19,311	2,336	0	2,336	16,975	12.1%	12.1%	9,000	6,040	0	6,040	2,960	67.1%	67.1%	29.6%	29.6%	19,935

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権									回収債権①～⑨計	整理債権							整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	23	2	2	0	1	3	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	残高	0	899	11	239	0	99	14,127	0	0	15,375	0	0	0	0	0	0	0	0	15,375
現年度	件数	2	31	4	0	0	3	5	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	残高	45	1,656	1,488	0	0	441	335	0	0	3,965	0	0	0	0	0	0	0	0	3,965

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	36 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	76
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	19,340

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・訴訟に至った（係争中）医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進め回収を図っていく。 ・係争中のもの以外の債権について、催告書の発送及び電話等による接触を強化する。 ・破産免責決定のある債権については、必要に応じて処理を進める。	・未収金徴収にかかる取組を強化する時期を設定し、また、定期に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後の受診を防ぐため制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。
取組実績	・17,331,928円の調定額のうち、1,931,199円の収入があり、29件の債権のうち3件については完納となった。 ・返還金回収マニュアルを整備した。	・121件9,989,800円の調定が発生したが、106件が完納し6,023,705円が収入済みとなった。完納されていない15件のうち2件については、分納による返済中である。 ・返還金回収マニュアルを整備した。
課題	・訴訟に至った（係争中）の債権については、医療機関に関するものであり周辺自治体分を含め高額の返還請求と一体で回収うを進めることとなるため、相当の期間を要する。 ・係争中のもの以外の債権について、督促を行っているが、未回収となっている。	・滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は回収できたが、未収金全体の解消には至っていない。
改善策	・係争中の医療機関の債権について、本市以外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進めていく。 ・係争中のもの以外の債権について、催告書の発送及び電話等による接触を強化し、回収を図る。	・未収金徴収にかかる取組を強化する時期を設定し、各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後の受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付や医療証の早期回収を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・訴訟に至った（係争中）医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進め回収を図っていく。 ・係争中のもの以外の債権について、催告書の発送及び電話等による接触を強化する。 ・破産免責決定のある債権については、必要に応じて処理をすすめる。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。	・未収金徴収にかかる取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後の受診を防ぐため制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課（医療助成）	債権整理番号（3ケタ）	024	債権名	老人保健医療事業	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	4,756	0	4,756	11	0	11	4,745	0.2%	0.2%	10	10	0	10	0	100.0%	100.0%	0.4%	0.4%	4,745
平29実績	4,745	0	4,745	187	0	187	4,558	3.9%	3.9%	0	0	0	0	0	－	－	3.9%	3.9%	4,558
平30当初目標	4,745	0	4,745	0	0	0	4,745	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,745
平30実績	4,558	−10	4,568	0	1,240	1,230	3,328	0.0%	27.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	27.0%	3,328
令元当初目標	4,745	0	4,745	0	0	0	4,745	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,745
令元努力目標	3,328	0	3,328	0	0	0	3,328	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,328
令2当初目標	3,328	0	3,328	0	0	0	3,328	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	3,328

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	残高	0	3,328	0	0	0	0	0	0	0	3,328	0	0	0	0	0	0	0	0	3,328
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	3,328

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・訴訟に至った医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進め回収を図る。 ・破産免責決定のある債権について、必要に応じて事後の処理を進める。	
取組実績	・4,567,988円の調定額のうち、不納欠損等により、未収金の残額は3,327,640円となった。 ・返還金回収マニュアルを整備した。	
課題	・訴訟に至った医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進めていく必要がある。	
改善策	・訴訟に至った医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進めていく。 ・破産免責された債権及び配当の債権については、債権管理を行う。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・訴訟に至った医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進め回収を図る。 ・破産免責決定のある債権について、必要に応じて事後の処理を進める。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課　医療助成グループ	債権整理番号（3ケタ）	025	債権名	重度障がい者医療費助成返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	2,542	12	2,530	37	0	49	2,493	1.5%	1.9%	6,227	6,058	0	6,058	169	97.3%	97.3%	69.6%	69.6%	2,662
平29実績	2,662	0	2,662	2,052	0	2,052	610	77.1%	77.1%	4,782	3,362	0	3,362	1,420	70.3%	70.3%	72.7%	72.7%	2,030
平30当初目標	193	0	193	70	0	70	123	36.3%	36.3%	3,393	3,325	0	3,325	68	98.0%	98.0%	94.7%	94.7%	191
平30実績	2,030	0	2,030	276	81	357	1,673	13.6%	17.6%	6,275	3,735	0	3,735	2,540	59.5%	59.5%	48.3%	49.3%	4,213
令元当初目標	191	0	191	60	0	60	131	31.4%	31.4%	3,393	3,340	0	3,340	53	98.4%	98.4%	94.9%	94.9%	184
令元努力目標	4,213	0	4,213	1,294	0	1,294	2,919	30.7%	30.7%	6,000	4,542	0	4,542	1,458	75.7%	75.7%	57.1%	57.1%	4,377
令2当初目標	4,377	0	4,377	1,771	0	1,771	2,606	40.5%	40.5%	6,000	4,542	0	4,542	1,458	75.7%	75.7%	60.8%	60.8%	4,064

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	13	3	1	0	1	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	残高	0	564	630	67	0	412	0	0	0	1,673	0	0	0	0	0	0	0	0	1,673
現年度	件数	4	5	1	0	0	1	0	3	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	残高	834	759	1	0	0	24	0	922	0	2,540	0	0	0	0	0	0	0	0	2,540

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	32 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	32
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	4,213

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・訴訟に至った（係争中）医療機関の債権について、本市内外の関係機関と連携し、訴訟対応等を進め回収を図っていく。 ・係争中のもの以外の債権については、催告書の発送及び電話等による接触を強化する。そのうち1件については、市外転出した債務者に係るものであり、居所調査を行い債務者との接触を図る。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。
取組実績	・訴訟に至った医療機関の債権について、分納誓約を交わし、平成31年度中に回収完了予定である。 ・分納中債権1件2,029千円について完納となった。 ・債務者が破産していた債権について、不納欠損（79，000円）を実施。	・平成30年末に未収金徴収強化週間を決め、各区の収納状況・督促状況を共有化し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消に取り組んだ。 ・返還金回収マニュアルを整備した。
課題	・分割納付されている債権以外について、納付が滞っている。	・滞納世帯との接触を強化し、納付に向けた交渉を行うことで、一部の未収金は解消できたが、未収金全体の解消には至っていない。
改善策	・分納納付されている債権以外の債権について、催告書の発送及び電話等による接触を強化し、回収を図る。また、債務者死亡や市外転出した債務者については、相続人の調査や居所調査を行い債務者との接触を図り、納付督励を実施。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触を強化することで、世帯状況を把握し、未収金の解消を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付や医療証の早期回収を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・交渉中のものについて、未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。	・未収金徴収に係る取組を強化する時期を設定し、また、定期的に各区と連携の上、収納状況・督促状況を共有し、滞納世帯との接触の強化を図る。 ・返還金を発生させない取組として、資格喪失後受診を防ぐために制度周知のお知らせの送付及び医療証の早期回収に取り組む。 ・通常の研修に加えて区との勉強会を開催し全体的な知識向上と未収金解消を図る。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部保険年金課（収納）	債権整理番号（3ケタ）	026	債権名	国民健康保険料	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	19,072,000	592,277	18,479,723	3,981,284	4,048,666	8,622,227	10,449,773	21.5%	45.2%	60,953,456	54,018,480	0	54,018,480	6,934,976	88.6%	88.6%	73.0%	78.3%	17,384,749
平29実績	17,384,749	343,028	17,041,721	3,573,832	4,282,497	8,199,357	9,185,392	21.0%	47.2%	58,904,473	52,520,846	0	52,520,846	6,383,627	89.2%	89.2%	73.9%	79.6%	15,569,019
平30当初目標	15,832,909	7,916	15,824,993	3,861,298	3,345,348	7,214,562	8,618,347	24.4%	45.6%	56,257,158	50,237,642	0	50,237,642	6,019,516	89.3%	89.3%	75.1%	79.7%	14,637,863
平30実績	15,569,019	281,164	15,287,855	3,581,273	3,996,764	7,859,201	7,709,818	23.4%	50.5%	57,246,264	51,261,565	0	51,261,565	5,984,699	89.5%	89.5%	75.6%	81.2%	13,694,517
令元当初目標	14,637,863	7,319	14,630,544	3,569,853	2,926,510	6,503,682	8,134,181	24.4%	44.4%	54,468,180	48,803,489	0	48,803,489	5,664,691	89.6%	89.6%	75.8%	80.0%	13,798,872
令元努力目標	13,694,517	225,960	13,468,557	3,286,328	2,985,405	6,497,693	7,196,824	24.4%	47.4%	55,100,639	49,432,951	0	49,432,951	5,667,688	89.7%	89.7%	76.9%	81.3%	12,864,512
令2当初目標	12,864,512	192,020	12,672,492	3,092,088	2,804,464	6,088,572	6,775,940	24.4%	47.3%	54,061,138	48,600,963	0	48,600,963	5,460,175	89.9%	89.9%	77.5%	81.7%	12,236,115

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
状況		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
強制公		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
非強公・私債権						債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	37,751	187,541	0	22,186	16,499	0	0	116,449	380,426	0	0	0	0	70,960	0	54,043	125,003	505,429
	残高	0	555,493	2,794,451	0	396,163	259,245	0	0	1,773,676	5,779,028	0	0	0	0	1,054,668	0	876,122	1,930,790	7,709,818
現年度	件数	0	95,383	183,420	0	8,734	9,871	0	0	88,491	385,899	0	0	0	0	38,711	0	0	38,711	424,610
	残高	0	1,344,378	2,585,228	0	123,100	139,134	0	0	1,247,247	5,439,087	0	0	0	0	545,612	0	0	545,612	5,984,699

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	105,566 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	930,039
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	13,694,517

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。 29年度より新たに実施した給与調査予告について、効果検証を行い引き続き実施する予定。 また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、局として取り組んでいく。	引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続実施するなど、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。 29年度より新たに実施した給与調査予告について、効果検証を行い引き続き実施する予定。 また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、局として取り組んでいく。
取組実績	国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化、また弁護士職員により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施してきたところである。 また、市債権回収対策室においては給与調査予告を実施しているところである。 これらの取り組みにより、徴収率は過年度（滞納繰越）分では目標には届かなかったが対前年度比＋2.4%と前年度を大きく上回った。未収金残高目標については目標達成となったところである。 〇30年度の取組状況 ・滞納処分世帯数 差押予告　19,563世帯（対前年同月比▲785世帯） 差押　7,048世帯（対前年同月比＋325世帯）	ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨、区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上の取り組み、国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化を継続して実施してきたところである。 これらの取り組みにより、徴収率は、対前年度比＋0.3%となり目標達成となった。また、未収金残高目標についても目標達成となったところである。 〇30年度の取組状況 ・ペイジー利用件数　46,414件（対前年同月比＋1,883件） ・新規口座登録世帯数　54,894世帯（対前年同月比＋524世帯） ・口座振替加入率　48.77%（対前年同月比＋0.76%）
課題	未収金残高目標は達成したが、徴収率が未達成であったことから、滞納処分件数のさらなる増加を図るなど、徴収率の達成に向け、より一層、区局が一丸となって取り組む必要がある。	これまでの取り組みを継続して実施してきたところ、徴収率は毎年着実に上昇し、30年度徴収率は全市目標及び未収金残高目標を達成したところである。しかし、令和元年度の目標徴収率は30年度より0.2ポイント高いため、引き続きより一層の収入額確保へ向け区局が一丸となって取り組む必要がある。
改善策	「5.令和元年度の取組内容」のとおり	「5.令和元年度の取組内容」のとおり

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　19　位

② 過年度徴収率　大阪市　21.0%　／ 政令指定都市平均　23.2%　現年度徴収率　大阪市　89.2%　／ 政令指定都市平均　92.4%　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　73.9%　／ 政令指定都市平均　79.2%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部保険年金課（収納）	債権整理番号（3ケタ）	027	債権名	国民健康保険料（不現住）	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	171,042	−201,814	372,856	0	146,027	−55,787	226,829	0.0%	−32.6%	154,479	0	0	0	154,479	0.0%	0.0%	0.0%	−17.1%	381,308
平29実績	381,308	26,791	354,517	0	128,914	155,705	225,603	0.0%	40.8%	135,930	0	0	0	135,930	0.0%	0.0%	0.0%	30.1%	361,533
平30当初目標	343,104	54,897	288,207	0	109,793	164,690	178,414	0.0%	48.0%	140,643	0	0	0	140,643	0.0%	0.0%	0.0%	34.0%	319,057
平30実績	361,533	51,895	309,638	0	124,075	175,970	185,563	0.0%	48.7%	115,962	0	0	0	115,962	0.0%	0.0%	0.0%	36.9%	301,525
令元当初目標	319,057	51,049	268,008	0	102,098	153,147	165,910	0.0%	48.0%	136,170	0	0	0	136,170	0.0%	0.0%	0.0%	33.6%	302,080
令元努力目標	301,525	15,891	285,634	0	101,523	117,414	184,111	0.0%	38.9%	110,422	0	0	0	110,422	0.0%	0.0%	0.0%	28.5%	294,533
令2当初目標	294,533	14,727	279,806	0	99,169	113,896	180,637	0.0%	38.7%	108,372	0	0	0	108,372	0.0%	0.0%	0.0%	28.3%	289,009

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権								合計 ①～⑯
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権 ①～⑨ 計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩～⑯ 計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0		18,063						18,063	18,063
	残高										0		185,563						185,563	185,563
現年度	件数										0		9,774						9,774	9,774
	残高										0		115,962						115,962	115,962

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1,686 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	27,837
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	301,525

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	30年度においても引き続き保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。	30年度においても引き続き保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。
取組実績	文書返戻世帯等について、国保システムから出力される配信帳票や局にて作成した資料等に基づく居所確認等を区にて行うとともに、局においてもその進捗管理に努めてきたところであるが、事実確認に至らず結果未収となっている世帯がある。	文書返戻世帯等について、国保システムから出力される配信帳票や局にて作成した資料等に基づく居所確認等を区にて行うとともに、局においてもその進捗管理に努めてきたところであるが、事実確認に至らず結果未収となっている世帯がある。
課題		
改善策		

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	令和元年度においても引き続き保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。	令和元年度においても引き続き保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部保険年金課（収納）	債権整理番号（3ケタ）	028	債権名	督促手数料	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	3,370	−45,501	48,871	1,121	35,966	−8,414	11,784	2.3%	−249.7%				0	0	－	－	2.3%	−249.7%	11,784
平29実績	11,784	1	11,783	1,370	4,689	6,060	5,724	11.6%	51.4%				0	0	－	－	11.6%	51.4%	5,724
平30当初目標	6,420	13	6,407	579	1,794	2,386	4,034	9.0%	37.2%				0	0	－	－	9.0%	37.2%	4,034
平30実績	5,724	0	5,724	411	3,560	3,971	1,753	7.2%	69.4%				0	0	－	－	7.2%	69.4%	1,753
令元当初目標	4,034	8	4,026	364	1,127	1,499	2,535	9.0%	37.2%				0	0	－	－	9.0%	37.2%	2,535
令元努力目標	1,753	0	1,753	126	178	304	1,449	7.2%	17.3%				0	0	－	－	7.2%	17.3%	1,449
令2当初目標	1,449	0	1,449	104	148	252	1,197	7.2%	17.4%				0	0	－	－	7.2%	17.4%	1,197

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	3,301	22,403	0	19,052	4,451			18,602	67,809		250			8,801		10,801	19,852	87,661
	残高		66	448		381	89			372	1,356		5			176		216	397	1,753
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	6,731 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	87,661
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,753

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者に対して、督促手数料の説明を徹底するとともに、保険料と同様に徴収していく	平成26年1月で廃止につき新規発生はなし
取組実績	滞納者に対して、督促手数料の説明を徹底するとともに、保険料と同様に徴収し収入額の確保、未収金の解消に努めているところである	平成26年1月で廃止につき新規発生はなし
課題	引き続き、未収金額は残っており、督促手数料の説明を徹底し、保険料と同様に徴収していく必要がある	平成26年1月で廃止につき新規発生はなし
改善策	督促手数料の説明を徹底し、保険料と同様に徴収していく必要がある	平成26年1月で廃止につき新規発生はなし

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	滞納者に対して、督促手数料の説明を徹底するとともに、保険料と同様に徴収していく	平成26年1月で廃止につき新規発生はなし

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	029	債権名	国民健康保険給付費返還金（不当）	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	243,530	1,565	241,965	29,682	29,607	60,854	182,676	12.3%	25.0%	556,542	457,989	0	457,989	98,553	82.3%	82.3%	61.1%	64.8%	281,229
平29実績	281,229	4,051	277,178	43,988	23,496	71,535	209,694	15.9%	25.4%	649,195	541,417	0	541,417	107,778	83.4%	83.4%	63.2%	65.9%	317,472
平30当初目標	314,538	0	314,538	99,333	27,122	126,455	188,083	31.6%	40.2%	527,321	497,170	0	497,170	30,151	94.3%	94.3%	70.9%	74.1%	218,234
平30実績	317,472	5,098	312,374	58,939	36,053	100,090	217,382	18.9%	31.5%	524,442	441,266	0	441,266	83,176	84.1%	84.1%	59.8%	64.3%	300,558
令元当初目標	218,234	0	218,234	99,334	30,121	129,455	88,779	45.5%	59.3%	515,568	485,933	0	485,933	29,635	94.3%	94.3%	79.8%	83.9%	118,414
令元努力目標	300,558	0	300,558	60,534	29,719	90,253	210,305	20.1%	30.0%	576,726	543,853	0	543,853	32,873	94.3%	94.3%	68.9%	72.3%	243,178
令2当初目標	243,178	0	243,178	51,896	29,756	81,652	161,526	21.3%	33.6%	583,454	550,198	0	550,198	33,256	94.3%	94.3%	72.8%	76.4%	194,782

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									合計 ①～⑯
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権 ①～⑨ 計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩～⑯ 計		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		8,229	38	1	2	497			5	8,771		583	3	6	2	355	211	1,160	9,931
	残高		112,570	1,485	5,382	81	67,862			246	187,626		7,376	2,655	2,481	26	3,491	13,727	29,756	217,382
現年度	件数		4,882	40			58			9	4,990		39		15		18		72	5,062
	残高		66,784	1,596			7,986	0		493	76,859		497		5,644		176		6,317	83,176

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	7,223 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	14,993
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	300,558

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区に対し目標徴収率の設定や具体処理策の報告を依頼するとともに、他区の取組状況を周知する。徴収率が改善されない区に対してはヒアリング等を行い、課題を検証し改善に努める。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行ったうえで、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の適切な措置を行う。	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・各区に対し目標徴収率の設定や具体処理策の報告を依頼するとともに、他区の取組状況を周知する。徴収率が改善されない区に対してはヒアリング等を行い、課題を検証し改善に努める。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。
取組実績	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行った。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図った。 ・各区に対し具体処理策の報告を依頼し、他区の取組状況を周知した。 ・支払督促を行える債権の有無について確認を行ったが、催告を行い納付されたため支払督促は行わなかった。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行っており、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の措置ができるか検討を行った。 ・医療機関等の随分以前に破産免責を受けていた債権については、弁護士相談を踏まえ、債権放棄を行ない、不納欠損処理をした。	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行った。 ・各区担当者への研修会を11月に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図った。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・各区に対し具体処理策の報告を依頼し、他区の取組状況を周知した。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行った。
課題	・発生原因に、被保険者の資格喪失後受診に対する理解度が関係している。 ・債権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・医療機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況（本市は把握不可能）によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。	・発生原因に、被保険者の資格喪失後受診に対する理解度が関係している。 ・債権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・医療機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況（本市は把握不可能）によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。
改善策	・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を周知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。	・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を周知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行ったうえで、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の適切な措置を行う。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。	・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　　位

② 過年度徴収率　大阪市　15.9%　／ 政令指定都市平均　　現年度徴収率　大阪市　83.4%　／ 政令指定都市平均　　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　63.2%　／ 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	030	債権名	国民健康保険給付費返還金（不正分）	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	233	0	233	13	0	13	220	5.6%	5.6%	5,355	5,355	0	5,355	0	100.0%	100.0%	96.1%	96.1%	220
平29実績	220	0	220	0	0	0	220	0.0%	0.0%	5,974	5,644	0	5,644	330	94.5%	94.5%	91.1%	91.1%	550
平30当初目標	212	0	212	8	0	8	204	3.8%	3.8%	4,026	4,026	0	4,026	0	100.0%	100.0%	95.2%	95.2%	204
平30実績	550	0	550	0	0	0	550	0.0%	0.0%	468	468	0	468	0	100.0%	100.0%	46.0%	46.0%	550
令元当初目標	204	0	204	9	0	9	195	4.4%	4.4%	5,151	5,151	0	5,151	0	100.0%	100.0%	96.4%	96.4%	195
令元努力目標	550	0	550	329	0	329	221	59.8%	59.8%	468	468	0	468	0	100.0%	100.0%	78.3%	78.3%	221
令2当初目標	221	0	221	26	0	26	195	11.8%	11.8%	468	468	0	468	0	100.0%	100.0%	71.7%	71.7%	195

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			1		1					2								0	2
	残高			329		221					550								0	550
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	550

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・財産差押えを行った債権については、配当通知があれば速やかに手続きを行い充当する。	・医療費等の不正請求に関する返還金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行う。
取組実績	・配当通知があったので、速やかに手続きを行い、同債務者の他の債権に充当した。 ・催告書送付するも未納で所在不明となったため、住民票公用請求及び住宅会社へ照会。新住所判明したため、催告書送付。	・返還金が発生したが、完納させた。
課題	・医療機関自体が廃止されているため、連絡が難しく、適宜催告をすることで、直近の所在地の把握が必要となっており、債務者に接触する機会が難しい。	・特になし。
改善策	・適宜催告を送付するとともに、状況に応じ、債務者に接触を図る。	・特になし。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・配当通知があれば、速やかに手続きを行い充当する ・適宜催告書送付し、実地調査等を検討する。	・返還金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	031	債権名	保険料還付金等横領返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	13,434		13,434	0		0	13,434	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	13,434
平29実績	13,434		13,434	0		0	13,434	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	13,434
平30当初目標	13,410		13,410	24	0	24	13,386	0.2%	0.2%				0	0	－	－	0.2%	0.2%	13,386
平30実績	13,434		13,434	0		0	13,434	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	13,434
令元当初目標	13,386		13,386	24	0	24	13,362	0.2%	0.2%				0	0	－	－	0.2%	0.2%	13,362
令元努力目標	13,434		13,434	36		36	13,398	0.3%	0.3%				0	0	－	－	0.3%	0.3%	13,398
令2当初目標	13,398		13,398	36		36	13,362	0.3%	0.3%				0	0	－	－	0.3%	0.3%	13,362

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			1	1						2								0	2
	残高			2,104	11,330						13,434								0	13,434
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	13,434

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き債務者と接触を図り、債権管理と債務者の状況の把握に努め、資力回復を確認次第徴収を行う。 ・訴訟を提起した案件については、判決に応じ必要な手続きを行う。	
取組実績	・文書送付及び訪問等を繰り返すも、債務者との接触が図れず、銀行預金等の差押えにより債権回収を図った。 ・住民票の異動確認などの居所調査も把握に至らず、接触ができていない。	
課題	・債務者と接触できない。 ・接触できても、即時返還できるだけの資力がない可能性が高い。	
改善策	・定期的に債務者との接触を試みる。 ・即時返還できない場合でも分納等により少額ずつでも返納させる。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・債務者との接触を図るとともに、引き続き、弁護士委任契約を結び、同弁護士を通じて銀行預金等の差押えにより債権回収を図る。 ・居所把握に向けて、親族への聴き取り調査を検討する。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	生活福祉部保険年金課（収納）	債権整理番号（3ケタ）	032	債権名	国民健康保険料の特別徴収過誤納金還付誤り	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	4		4			0	4	0.0%	0.0%	5			0	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9
平29実績	9		9			0	9	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	9
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	9	0	9	5	0	5	4	55.6%	55.6%	0	0	0	0	0	－	－	55.6%	55.6%	4
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	4	0	4	4	0	4	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0					1			1	1
	残高										0					4			4	4
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	4

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止中の滞納者に対しては資力を監視し、交渉中の滞納者には納付書の送付や電話等での接触を図り、徴収できるよう努める。	
取組実績	・徴収停止中の滞納者に対しては資力を監視しているところである。 ・交渉中の滞納者には納付書の送付や電話等での接触を図り、納付があったところである。	
課題	徴収停止中のため資力の監視が必要である。	
改善策		

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、資力を監視する	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	033	債権名	国民健康保険給付費返還金に係る延滞金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	141	0	141	0	0	0	141	0.0%	0.0%	227	227	0	227	0	100.0%	100.0%	61.7%	61.7%	141
平29実績	141	0	141	0	0	0	141	0.0%	0.0%	314	314	0	314	0	100.0%	100.0%	69.0%	69.0%	141
平30当初目標	94	0	94	47	0	47	47	50.0%	50.0%	221	221	0	221	0	100.0%	100.0%	85.1%	85.1%	47
平30実績	141	−87	228	60	88	61	80	26.3%	43.3%	2	2	0	2	0	100.0%	100.0%	27.0%	44.1%	80
令元当初目標	47	0	47	47	0	47	0	100.0%	100.0%	205	205	0	205	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	80	0	80	80	0	80	0	100.0%	100.0%	2	2	0	2	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	―	―	2	2	0	2	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		10	4							14								0	14
	残高		57	23							80								0	80
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	14 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	14
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	80

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・催告書の送付等確実に納付交渉を継続する。	・保険給付費返還金の納付交渉を確実に行い、新規の延滞金の発生を予防する。 ・元本である保険給付費返還金の納付交渉に際しては、延滞金についても合わせて確実に説明することを徹底する。 ・発生した延滞金については、早期の納付に向け交渉を行う。
取組実績	・催告書を送付するも未納のため、住民票公用請求。住所変更なしのため、引き続き催告書送付。	・延滞金が発生したが、完納させた。
課題	・適宜催告書送付しているが、連絡がなく、債務者と接触する機会が難しい。	・特になし
改善策	・適宜催告書送付するとともに、状況に応じ、債務者に接触を図る。	・特になし

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・適宜催告書送付し、実地調査等を検討する。	・返還金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	034	債権名	国民健康保険給付費返還金に係る加算金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	60	0	60	15	0	15	45	25.0%	25.0%	1,458	1,458	0	1,458	0	100.0%	100.0%	97.0%	97.0%	45
平29実績	45	0	45	0	0	0	45	0.0%	0.0%	2,383	2,251	0	2,251	132	94.5%	94.5%	92.7%	92.7%	177
平30当初目標	38	0	38	7	0	7	31	18.4%	18.4%	1,297	1,297	0	1,297	0	100.0%	100.0%	97.7%	97.7%	31
平30実績	177	−5	182	21	0	16	161	11.5%	9.0%	187	187	0	187	0	100.0%	100.0%	56.4%	55.8%	161
令元当初目標	31	0	31	7	0	7	24	22.6%	22.6%	1,728	1,728	0	1,728	0	100.0%	100.0%	98.6%	98.6%	24
令元努力目標	161	0	161	69	0	69	92	42.9%	42.9%	187	187	0	187	0	100.0%	100.0%	73.6%	73.6%	92
令2当初目標	92	0	92	68	0	68	24	73.9%	73.9%	187	187	0	187	0	100.0%	100.0%	91.4%	91.4%	24

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③ー C	③ー D	③ー E、F	③ー G	①	②ー A		②ー B	③ー H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1			1					2								0	2
	残高		132			29					161								0	161
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	161

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・配当通知があれば、速やかに手続きを行い充当する。	・加算金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。
取組実績	・配当通知があれば、速やかに手続きを行い充当した。 ・催告書送付するも未納で所在不明となったため、住民票公用請求及び住宅会社へ照会。新住所判明したため、催告書送付。	・加算金が発生したが、完納させた。
課題	・医療機関自体が廃止されているため、連絡が難しく、適宜催告をすることで、直近の所在地の把握が必要となっており、債務者に接触する機会が難しい。	・特になし
改善策	・適宜催告書送付し、状況に応じ、債務者に接触を図る。	・特になし

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・配当通知があれば、速やかに手続きを行い充当する ・適宜催告書送付し、実地調査等を検討する。	・加算金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課	債権整理番号（3ケタ）	035	債権名	出産費資金貸付金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	10,172	0	10,172	53	240	293	9,879	0.5%	2.9%	0	0	0	0	0	－	－	0.5%	2.9%	9,879
平29実績	9,879	0	9,879	90	0	90	9,789	0.9%	0.9%	0	0	0	0	0	－	－	0.9%	0.9%	9,789
平30当初目標	9,103	0	9,103	1,754	1,170	2,924	6,179	19.3%	32.1%	0	0	0	0	0	－	－	19.3%	32.1%	6,179
平30実績	9,789	0	9,789	108	0	108	9,681	1.1%	1.1%	0	0	0	0	0	－	－	1.1%	1.1%	9,681
令元当初目標	6,179	0	6,179	1,754	1,280	3,034	3,145	28.4%	49.1%	0	0	0	0	0	－	－	28.4%	49.1%	3,145
令元努力目標	9,681	0	9,681	253	1,280	1,533	8,148	2.6%	15.8%	0	0	0	0	0	－	－	2.6%	15.8%	8,148
令2当初目標	8,148	0	8,148	335	1,280	1,615	6,533	4.1%	19.8%	0	0	0	0	0	－	－	4.1%	19.8%	6,533

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		7				2				9		5	1			3	23	32	41
	残高		1,793				477				2,270		1,295	270			365	5,481	7,411	9,681
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	41 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	41
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	9,681

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・連絡が取れていない債務者については引き続き住所調査等を行う。 ・返済能力を有していると思われる債務者を中心に納付交渉を行う。	
取組実績	・連絡が取れていない債務者について調査や催告を行ない、居所等の確認は一部とれたため、催告を行ったものの、未納。 ・返済能力の有無について、生活保護の受給状況等の確認を行い、分納も含めた納付交渉を行ない、分納に応じたものもいる。	
課題	・平成20年度末に廃止された事業に係る返還金のため全債務者が長期に渡る滞納者であり、認識が薄くなっており、納付交渉が困難である。 ・出産費用を出産一時金の支給まで自身で負担できない低所得者を対象とした貸付事業であり、資力に欠け徴収困難な債務者が多い。	
改善策	・返済能力を有していると思われる債務者を中心として納付交渉を行う。 ・即時返還できない場合でも分納等により少額ずつでも返納させる。	

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・連絡が取れていない債務者については、適宜、催告をしながら、実地調査等も検討。 ・返済能力を有していると思われる債務者に対しては、納付交渉を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課　後期高齢担当	債権整理番号（3ケタ）	036	債権名	後期高齢者医療保険料	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	563,520	5,598	557,922	160,755	114,103	280,456	283,064	28.8%	49.8%	21,136,724	20,861,626	0	20,861,626	275,098	98.7%	98.7%	96.9%	97.4%	558,162
平29実績	558,162	2,816	555,346	166,479	118,282	287,577	270,585	30.0%	51.5%	22,007,888	21,734,693	0	21,734,693	273,195	98.8%	98.8%	97.1%	97.6%	543,780
平30当初目標	497,016	3,926	493,090	151,872	109,344	265,142	231,874	30.8%	53.3%	24,653,095	24,406,564		24,406,564	246,531	99.0%	99.0%	97.7%	98.1%	478,405
平30実績	543,780	2,663	541,117	177,837	104,080	284,580	259,200	32.9%	52.3%	22,416,592	22,170,529	0	22,170,529	246,063	98.9%	98.9%	97.3%	97.8%	505,263
令元当初目標	478,405	3,779	474,626	152,355	105,249	261,383	217,022	32.1%	54.6%	25,552,933	25,297,404		25,297,404	255,529	99.0%	99.0%	97.8%	98.2%	472,551
令元努力目標	505,263	904	504,359	161,899	109,137	271,940	233,323	32.1%	53.8%	25,451,214	25,196,702		25,196,702	254,512	99.0%	99.0%	97.7%	98.1%	487,835
令2当初目標	487,835	873	486,962	162,645	105,372	268,890	218,945	33.4%	55.1%	27,108,088	26,823,724		26,823,724	284,364	99.0%	99.0%	97.8%	98.2%	503,309

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権									回収債権①～⑨計	整理債権							整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		13,899	2,066			130	444			16,539	44	594			285			923	17,462
	残高		77,369	128,706	0	0	5,074	24,622			235,771	1,682	14,747			7,000			23,429	259,200
現年度	件数		18,426	785			180	97			19,488		272			100			372	19,860
	残高		144,268	77,179			8,282	5,792			235,521		9,114			1,428			10,542	246,063

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	8,241 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	37,322
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	505,263

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・民間委託業者と区との連携を強化し、不現住と疑われる者への速やかな現地調査を実施する。 また、収納率向上に向けて、高額の未納保険者にかかる財産調査を順次実施し、財産調査結果を踏まえて、十分な資力があり、理由もなく滞納を続ける者については、滞納処分を実施する。	・民間委託業者と区における初期未納の早期納付勧奨及び口座振替勧奨強化 ・初期未納の早期解消の強化策として、民間委託によるコールセンターによる電話や訪問収納等納付勧奨を引続き実施。 ・区での認識向上と取組み強化のために区ヒアリングを実施。
取組実績	・民間委託業者と区との連携を強化し、不現住と疑われる者を抽出し、速やかな現地調査を随時実施し、7月には短期証交付者に対して文書を送付し、民間委託業者から区への来庁を促すことで接触を図り、納付交渉を継続して行った。 ・平成26年度から、調査対象を拡大し、高額の未納被保険者にかかる財産調査を順次実施し、十分な資力があり、理由もなく滞納を続ける者については、滞納処分を実施した。財産の差し押さえについては、預金差押47件にくわえ、給与12件・年金4件・生命保険1件の差押を実施し、未収金回収に努めた。	・年次で特徴から普徴になった者を抽出し、口座振替勧奨及び納付勧奨を行った。 ・普通徴収対象者に対し、口座振替申込書を資格取得時に発送することやペイジーシステムを利用し、納付相談の機会を捉えて口座振替を勧奨するなどにより口座振替による納付をさらに推進した。 ・民間委託によるコールセンター継続設置による納付呼び掛け。口座振替勧奨（27,045件）、電話督励（56,544件）・訪問徴収（訪問件数8,016件）等、収納対策に取組んだ。 ・5月の区初任者研修会において未納者対応の重要性と取組み内容の流れを説明し、また、さらなる収納率向上のための取組みにあたり、他区での取組み等も参考に検討してもらうよう8月～9月にヒアリングを実施し、これからの取組み内容を検討し報告を受けた。2月にはグループヒアリングを実施しノウハウの共有を図った。 ・滞納整理事務として、預金・給与・年金・生命保険の差押を実施し、未収金回収に努めた。 ・納付しやすい環境を拡充するため、LINEペイによる納付を可能とした。
課題	滞納が長期化する被保険者が増加し、これらの滞納者に対しては、積極的に接触し、粘り強く納付交渉を続けていくしかなく、どうしても時間がかかる。	目標収納率である99.0%は達成できていない状態であるため、普通徴収対象者に対する口座振替の推進及び、過年度と同様に財産差押による未収金回収の強化が必要。
改善策	・滞納が長期化する被保険者については、未納額が高額の者から順次財産調査を実施し、十分な支払い能力があるにもかかわらず滞納を続ける悪質な滞納者に対しては、区と連携し、滞納処分の対応も含め、強力な納付交渉に当たってもらう。 ・昨年度に引き続き、市債権回収対策室が実施するOJT研修を受講し、滞納処分のノウハウをさらに高める。	これまで未納がなく、前年10月以降に未納が発生している者は、特別徴収から平成30年10月より普通徴収に変更となっているものの、そのことに気づかずに未納となっている場合が多いことから、対象者を抽出し、納付勧奨及び口座勧奨を行う。

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・各区ヒアリングによる区への納付交渉の取組みや各区の収納率・不納欠損額の状況の提供、区における納付交渉時の取組み強化などにより、平成29年度の収納率（29.98%）と比べ、平成29年度の収納率は32.86%と1.30%増となっている。令和元年度についても、引続き民間委託業者と区との連携を強化し、不現住と疑われる者への速やかな現地調査を実施する。 ・収納率向上に向けて、以前までの預金の差押と並行し、年金・給与・生命保険の差押を実施し、未収金回収に努める。	・民間委託業者と区における初期未納の早期納付勧奨及び口座振替勧奨強化により、平成29年度の収納率98.76%と比べ、平成30年度の収納率は98.90%と014%増となっている。目標収納率である99.0%は達成できていない状態であるため、普通徴収対象者に対し、口座振替申込書を資格取得時に発送することやペイジーシステムを利用し、納付相談の機会を捉えて口座振替を勧奨するなどにより口座振替による納付をさらに推進する。 ・区での認識向上と取組み強化のために各区ヒアリングを実施し、収納率の高い区のノウハウを共有する場を設け、さらなる収納率向上に努める。 ・収納率向上のため、過年度分において預金52件・給与1件・年金35件（令和元年6月末現在）の保険料を差押しており、今後7月に決定する現年度分保険料の未収金についても、過年度分同様に差押を実施し、未収金の回収に努める。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市 20 位

② 過年度徴収率　大阪市 30.0% ／ 政令指定都市平均 36.1%　現年度徴収率　大阪市 98.8% ／ 政令指定都市平均 99.4%　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市 97.1% ／ 政令指定都市平均 98.6%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	保険年金課　後期高齢担当	債権整理番号（3ケタ）	037	債権名	後期高齢者医療督促手数料	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝(エ＋サ)÷(ウ＋コ)	ツ ＝(カ＋ス)÷(ア＋コ)	テ ＝キ＋セ
平28実績	898	−2,788	3,686	34	2,731	−23	921	0.9%	−2.6%	0	0	0	0	0	－	－	0.9%	−2.6%	921
平29実績	921	0	921	64	444	508	413	6.9%	55.2%	0	0	0	0	0	－	－	6.9%	55.2%	413
平30当初目標	321	0	321	52	157	209	112	16.2%	65.1%	0	0	0	0	0	－	－	16.2%	65.1%	112
平30実績	413	0	413	16	339	355	58	3.9%	86.0%	0	0	0	0	0	－	－	3.9%	86.0%	58
令元当初目標	112	0	112	18	55	73	39	16.1%	65.2%	0	0	0	0	0	－	－	16.1%	65.2%	39
令元努力目標	58	0	58	9	38	47	11	15.5%	81.0%	0	0	0	0	0	－	－	15.5%	81.0%	11
令2当初目標	11	0	11	2	7	9	2	18.2%	81.8%	0	0	0	0	0	－	－	18.2%	81.8%	2

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2,784			40					2,824	41				42			83	2,907
	残高		55			1					56	1				1			2	58
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数　444 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数　2,907

過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）　58

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	督促手数料については保険料同様に適正に対応を行う。	
取組実績	保険料同様に取り組んだ。	
課題	保険料と同様。	
改善策	保険料と同様。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	督促手数料については保険料同様に適正に対応を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	自立支援課	債権整理番号（3ケタ）	012	債権名	離職者に対する住宅手当返還金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	2,466	0	2,466	122	684	806	1,660	4.9%	32.7%	0	0	0	0	0	－	－	4.9%	32.7%	1,660
平29実績	1,660	0	1,660	80	26	106	1,554	4.8%	6.4%	0	0	0	0	0	－	－	4.8%	6.4%	1,554
平30当初目標	1,395	0	1,395	201	40	241	1,154	14.4%	17.3%	0	0	0	0	0	－	－	14.4%	17.3%	1,154
平30実績	1,554	0	1,554	5	0	5	1,549	0.3%	0.3%	0	0	0	0	0	－	－	0.3%	0.3%	1,549
令元当初目標	1,154	0	1,154	166	54	220	934	14.4%	19.1%	0	0	0	0	0	－	－	14.4%	19.1%	934
令元努力目標	1,549	0	1,549	309	0	309	1,240	19.9%	19.9%	0	0	0	0	0	－	－	19.9%	19.9%	1,240
令2当初目標	1,240	0	1,240	248	0	248	992	20.0%	20.0%	0	0	0	0	0	－	－	20.0%	20.0%	992

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権									
		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2				1			3	6				1	2			3	9
	残高	0	406	0	0	0	155	0	0	516	1,077	0	0	0	378	94	0	0	472	1,549
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	9 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	9
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,549

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・分納誓約が履行されなかった場合、速やかに督促、催告等を行う。 ・電話、郵送、訪問により資力及び生活状況等を確認し、納付交渉を行う。 ・居所不明となった場合速やかに公用照会を行い居所把握に努めるとともに、所在不明であれば徴収停止を検討する。	・平成26年度に制度終了しており、返還決定なし
取組実績	・継続的な納付勧奨により総額5,000円が納付された。 ・個別の債権管理に対する助言指導を必要に応じて随時実施した。	・平成26年度に制度終了しており、返還決定なし
課題	・債務者と連絡の取れない債権が増加している。 ・債務者が居所不明の債権が増加している。 ・分納誓約が期限通りに履行されない割合が増加している。	―
改善策	・引き続き分納誓約の確実な履行をはじめとした納付交渉に努める。 ・債務者が居所不明の場合徴収停止を検討する。	―

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・分割納付交渉、債務承認に努める。 ・定期的な資力確認、生活状況確認を行う。 ・居所不明となった場合は速やかに公用照会を行い調査する。	・現年度債権なし

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	自立支援課	債権整理番号（3ケタ）	013	債権名	住居確保給付金返還金	債権区分	強制徴収公債権（強制公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	―	―	80	20	0	20	60	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	60
平29実績	60	0	60	20	0	20	40	33.3%	33.3%	15	15	0	15	0	100.0%	100.0%	46.7%	46.7%	40
平30当初目標	40	0	40	14	0	14	26	35.0%	35.0%	0	0	0	0	0	―	―	35.0%	35.0%	26
平30実績	40	0	40	0	0	0	40	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	―	―	0.0%	0.0%	40
令元当初目標	26	0	26	9	0	9	17	34.6%	34.6%	0	0	0	0	0	―	―	34.6%	34.6%	17
令元努力目標	40	0	40	14	0	14	26	35.0%	35.0%	0	0	0	0	0	―	―	35.0%	35.0%	26
令2当初目標	26	0	26	9	0	9	17	34.6%	34.6%	0	0	0	0	0	―	―	34.6%	34.6%	17

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高のみ単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		1								1								0	1
	残高		40								40								0	40
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛（⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬））｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	40

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・分納誓約が履行されなかった場合、速やかに督促、催告等を行う。 ・電話、郵送、訪問により資力及び生活状況を確認し、納付交渉を行う。 ・住居確保給付金未収金マニュアルを作成。	・現年度、返還決定無し
取組実績	・継続的な納付勧奨により2件20,000円及び15,200円が完納となった。 ・個別の債権管理に対する助言指導を必要に応じて随時実施した。	・現年度、返還決定無し
課題	・債務者との接触がとれなくなりつつある。	―
改善策	・居所不明となった場合速やかに公用照会を行い居所把握に努め催告を行う。 ・当該債権を所管する区との連携を密に行い、適切な納付交渉に向けた支援を行う。 ・担当者説明会の充実強化、福祉局による区事務確認の強化により、支給決定にかかる審査の確実性を向上させ、返還金を発生させない取組を行う。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・分割納付交渉、債務承認に努める。 ・定期的な資力確認、生活状況確認を行う。 ・居所不明となった場合は速やかに公用照会を行い調査する。	・現年度債権なし

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	自立支援課ホームレス自立支援グループ（分室）	債権整理番号（3ケタ）	014	債権名	馬淵生活館館室使用料	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	278		278	8	0	8	270	2.9%	2.9%				0	0	－	－	2.9%	2.9%	270
平29実績	270		270	120	0	120	150	44.4%	44.4%				0	0	－	－	44.4%	44.4%	150
平30当初目標	172		172	92	0	92	80	53.5%	53.5%				0	0	－	－	53.5%	53.5%	80
平30実績	150		150	0	32	32	118	0.0%	21.3%				0	0	－	－	0.0%	21.3%	118
令元当初目標	80		80	43		43	37	53.8%	53.8%				0	0	－	－	53.8%	53.8%	37
令元努力目標	118		118	43		43	75	36.4%	36.4%				0	0	－	－	36.4%	36.4%	75
令2当初目標	75		75	27		27	48	36.0%	36.0%				0	0	－	－	36.0%	36.0%	48

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C ①	③－D ②	③－E、F ③	③－G ④	① ⑤	②－A ⑥	②－A ⑦	②－B ⑧	③－H ⑨	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧ ⑫	⑧ ⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数									75	75								0	75
過年度	残高									118	118								0	118
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	75
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	118

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	【分納誓約中】 ・収納管理を行い、分納が滞らないようにしていく。また、増額が可能な者に対しては、増額交渉を行う。 ・債務者死亡等の場合は、相続人調査を実施し交渉を行っていくなど、適正な債権管理の努める。 【交渉中】 ・対象者に、訪問を行い納付へつながるよう交渉を行う。	
取組実績	【分納誓約中】 ・分納誓約者の入退院等で納付が遅れている者に対して、再度の納付勧奨を行った。 ・分納していたが死亡直前より滞納となった対象者に対して、月に一回程度の訪問若しくは電話により連絡するも音信不通状態となり、やむを得ず消滅時効期間の経過による不納欠損処分を行った。 【交渉中】 ・対象者に、月に一回程度の訪問を行い納付へつながるよう交渉を行った。	
課題	・債務者の多くは単身高齢者であり、入院等で分納計画履行が遅延したり、徴収目標達成が困難な状況になることが多い。 ・また、殆どが生活保護受給者であり、増額交渉にも応じにくい状況となっている。 ・さらに、債務者本人が死亡するケースもあり、債務相続が複数の親族に及び、交渉は困難な状況になることも想定される。	
改善策	・債務者死亡を想定し相続人の確認をしておく。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	【分納誓約中】 ・収納管理を行い、分納が滞らないようにしていく。 ・債務者死亡等の場合は、確認出来ている相続人に速やかに交渉を行っていくなど、適正な債権管理に努める。 【交渉中】 ・対象者に、訪問を行い納付へつながるよう交渉を続ける。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	福祉局	課・担当	自立支援課ホームレス自立支援グループ（分室）	債権整理番号（3ケタ）	015	債権名	馬淵生活館光熱水費	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	5,481		5,481	0	0	0	5,481	0.0%	0.0%				0	0	－	－	0.0%	0.0%	5,481
平29実績	5,481		5,481	30	1,498	1,528	3,953	0.5%	27.9%				0	0	－	－	0.5%	27.9%	3,953
平30当初目標	5,308		5,308	179	0	179	5,129	3.4%	3.4%				0	0	－	－	3.4%	3.4%	5,129
平30実績	3,953		3,953	128	536	664	3,289	3.2%	16.8%				0	0	－	－	3.2%	16.8%	3,289
令元当初目標	5,129		5,129	179		179	4,950	3.5%	3.5%				0	0	－	－	3.5%	3.5%	4,950
令元努力目標	3,289		3,289	179	223	402	2,887	5.4%	12.2%				0	0	－	－	5.4%	12.2%	2,887
令2当初目標	2,887		2,887	179		179	2,708	6.2%	6.2%				0	0	－	－	6.2%	6.2%	2,708

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数						116			269	385		1,345			331	413	44	2,133	2,518
	残高						309			558	867		1,468			588	340	26	2,422	3,289
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 12 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2,518
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	3,289

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	【分納誓約中】 ・収納管理を行い、分納が滞らないようにしていく。また、増額が可能な者には、増額交渉を行う。 【交渉中】 ・対象者に訪問を行い、納付へつながるよう交渉を行う。 【時効経過者】 ・訪問等を通じ納付交渉を行っていく他、債権放棄等により、債権の消滅、圧縮を図る。	
取組実績	【分納誓約中】 ・収納管理を行い、分納が滞らないようにしている。 ・分納誓約者の入退院等で納付が遅れている者に対して、再度の納付勧奨を行った。 【交渉中】 ・対象者に、月に一回程度の訪問を行い納付へつながるよう交渉を行った。 【時効経過者】 ・訪問等による納付交渉の後、時効の援用の申し出があったものは、不納欠損処分を行った。 ・徴収見込みがないものは、上程により債権放棄を行い、債権整理を図った。	
課題	・債務者の多くは単身高齢者であり、入院等で分納計画履行が遅延したり、徴収目標達成が困難な状況になることが多い。 ・また、殆どが生活保護受給者であり、増額交渉にも応じにくい状況となっている。 ・さらに、債務者本人が死亡するケースもあり、債務相続が複数の親族に及び、交渉は困難な状況になることも想定される。	
改善策	・債務者死亡を想定し相続人の確認をしておく。	

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	【分納誓約中】 ・収納管理を行い、分納が滞らないようにしていく。 ・債務者死亡等の場合は、確認出来ている相続人に速やかに交渉を行っていくなど、適正な債権管理に努める。 【交渉中】 ・対象者に、訪問を行い納付へつながるよう交渉を続ける。 【時効経過者】 ・訪問等を通じ、納付交渉を行っていく他、債権放棄等により債権の消滅、圧縮を図る。	